

えられないのである。もっとも第4章は、工業生産というよりは、「工場生産」の分析に重点があり、これについては著者も明治25基準年の「工場生産」の一覧表を用意しておられるが、たとえば紡織工業の発展を示すには、なによりもまず兩時期の紡織工業の生産額そのものを示しておくべきだと思われる。

タイム・シリーズの視点からの第2の點は、採用年次の数字について、前後の年次の数字とのチェックが必要であるという點に關してである。たとえば商賈統計の分析で、明治16年の古着・古金・古道具商の数は6萬1千人となっているが、本書には採用されていない明治15年の数字を見ると、3萬1千人となっている。しかし1年間に古着商の数が2倍になったとは思われないから、この場合は統計の誤りと思われるけれども、同種の数字についていくつかチェックしてみたところでは、誤りではなくて、實際そのような fluctuation がある場合も多い。特定の年次をとる場合にはこの點の配慮が必要で、特に教授の整理された「工場生産」や「商賈統計」などについては、統計體系がかなり整備された明治末期のものとか、大正9年のセンサスとチェックして、推計についての信頼度をたしかめておかれる必要があると思う。問題は、當時の統計資料を整理すればこうなる、という分析にあるよりは、(もちろんこの分析が一番基礎になるのだが)たとえば明治前期、後期、大正期という三時點を採った場合の、統計資料の consistency がどうなっているかということのチェックが、もっと必要なのではあるまいか。

以上が最も基本的な點であるが、以下斷片的に二、三の點にふれる。たとえば、明治10年代の「工場生産」の分析には、1つの例として、根室、札幌の兩縣が、工場数1~5という最下位に分類されている。この點から見れば恐らく「10年代の工場生産」には官營工場(たとえば北海道事業管理局所轄工場)は含まれていないのであろう。しかし官營工場の統計は比較的整っていた筈だから、それと府縣統計書から推計した民間工場とを比較することによって、工場生産における官民の比重や、その變遷についての分析に簡単にふれていただきたかったと思う。

統計處理のうえでのこまかい疑問、たとえば工場生産の原動力別考察で、製造業の工場数を動力形態によって分け、その百分率を示しておられるが、この百分率には水車や蒸氣の使用臺數、あるいは馬力數が考慮されているのであろうか、というような疑問はいくつかある。このような個所には一應の注釋がほしい。

次に本書の大部分の分析が、数字を取扱うものである

關係上、府縣統計書からの引用で数字のとれる個所で「？」になっていたりするようなたぐいの多少の誤記、脱漏がないでもない。しかしこのような點は全體の分析方向に、ほとんど影響のないことで、むしろ歴大な資料を取扱った點から考えれば、引用は正確であるといえる。

第7章は、經濟統計数字の實質的意味をさぐるうえに institutional な分析が必要であることを教える點で、他の章と必ずしも無縁ではない。むしろ over-all な統計数字がえがたい時期に關しては、ここで取上げられた商工會議所や、代表的企業、たとえば三井物産の歴史などについて、個體追求的分析をすることは有益であろう。

本書の目ざすところは、明治前期經濟の總合的分析で、この點について教授は「一應の完成」といっておられる。したがって、私の指摘したタイム・シリーズの視点については、恐らく本書の業績を踏み臺として、次の段階で考えておられるにちがいない。府縣統計書そのものの利用についても、その利用の仕方の如何では、さらに隠された分析を引き出すことができ、なかんずく貨幣・金融面や、租税・地方財政の面での検討がわれわれに残されていると思う。われわれは本書を読むことによって、これまで明治の資本主義成立期につき、違った立場からなされた分析が、本書により計數的に裏づけられたり、あるいは一部修正されたりする點を知ることができるが、それと共に教授のこのような分析が、きわめて地味な忍耐強い作業によって、はじめてなしとげられる點を學ぶべきであろう。

(江見康一)

N・カルドア

『支出税について』

Kaldor, Nicholas; *An Expenditure Tax*. George Allen & Unwin Ltd., London, 1955, VIII+249 p.

ケインズ革命の財政に與えた衝撃は、ただに財政支出の面にとどまらず、ようやく財政收入、ことに租税の經濟效果の研究に及んでいる。租税總額がたんに國の必要からでなく、經濟全體の諸條件によって支配されること、さらに租税はその種類によって及ぼす效果が甚だ異なること、このような認識は最近やっと深化したといっている。この書は支出税を提案し、その理論と實際を説くものだが、たんに租税の一種目を論ずるにとどまらず、經濟進歩と租税制度という長期觀點に立つものである。

國民所得の中心概念は課税所得であり、課税所得の概念は、ことにその外延は國によって異なる。イギリスのように所得源泉説を採るところでは、規則的に繰りかえ

して発生する所得、すなわち定期収入（賃金、俸給、地代・賃料、利子・配當、利潤）のみに注目するため、これによっては一時的な變動所得を所得と見なさないのみか、所得の流れのみに着目するため、財産に生じた變化を直接にはかえりみないことになる。ことに資本利得を課税所得に算入しないから、その資本利得から支出すると、収入と支出とは對應しなくなる。カルドアの出発点もここにある。

そこでさかのぼって課税所得の概念を検討し、いままでの課税原則の中核たる支拂能力を反映するものは所得よりはむしろ支出であること、そして公平の見地からいえば所得税よりも支出税の方が適切であることを主張する。公平の見地から支出税の適当なことは、すでにホップスが唱え、ジョン・ステュアート・ミルが主張したが、最近でもイギリスのマーシャルやピグー、アメリカのアーヴィング・フィッシャー、イタリアのエウナウディなどを挙げうる。しかし、支出税はたとえ理論的に正しくてもその把握がきわめて困難なことが缺點とされていた。カルドアの主張はその實際上の困難を克服しようという点にある。

支出税はたんなる消費税ではない。従來の消費税のように關接税の方式では、歸着が不明であって公平を期し難い。そこでカルドアの提案する方式について検討しよう。その様式はすでにフィッシャーが考えたものである。

- (1) 期首の銀行預金および現金残高
- (2) 定期収入（現行所得税の課税対象と同じ）と臨時収入（賞金など）
- (3) 借入金、貸金回収
- (4) 資産（住宅を含む）賣却額
- 總 收 入
- (差引)
- (5) 貸付金、借入金返済
- (6) 資産（住宅を含む）購入額
- (7) 期末の銀行預金および現金残高
- 總 支 出
- (差引)
- (8) 基礎控除
- (9) 耐用財償却額
- (附加)
- (10) 耐用財當期課税額
- 税課支出

この様式は個人についても貸借對照表によって考えようとするフィッシャーの意見が出ている。そして、これに連關して従來の課税所得のみならず、國民所得計算についてもいろいろと反省すべき点のあることを明らかに

する。

(a) 所得の流れのみに着目する立場は富に生じた變化を考慮に入れない。國民所得は資本損得を導入していない。これは損益計算書のみに注目して、貸借對照表をかえりみないことに似ている。（のみならず、自然資源の變化は、従來の經濟理論では全く考慮の外にある）。所得と富とを結びつけるには、純資産増加説によって正味資産の純増加を所得と定義すべきこととなる。その代りに、個人についても複式簿記の採用を理想とし、少くとも一定期間の資産負債の評価を必要とする。

(b) 従來の國民所得計算では個人の住宅建設を投資とし、他の耐用財を消費としている。これは便宜上のことで、嚴密でない。しかし、ここに個人の經常勘定と資本勘定との區別が必要となり、さらに個人にとって資本的支出とは何かという概念規定の問題に出会う。個人の經常勘定の収入・支出は様式の(1)と(2)および(7)により、さらに貸借關係を示す(3)と(5)によって、その差額としての消費支出がわかる。（注意すべきは臨時収入は嚴密には一時所得のみならず、富の所有による物的享受をも含むべきである）。従來はこれに耐用財購入を消費として含ませていた。しかし、住宅のみならず耐用財への支出は、ただちに消費とはみなされない。それゆえ、一方には(10)によってその購入額の一部を當期課税支出とし、他方には(9)によって耐用財の償却額を考慮する必要がある。等しく住宅建設でも、自己の使用するものと収益を目的とするものとは異なる。しかし、これを課税上同様に扱うためには、自己所有家屋の推定賃料を計上して所得に含ませなければならない。すでにこの點は課税所得の基準となっており、國民所得計算でも算入されている。さらに耐用財の範圍について、書畫・寶石の類を含ませて株式購入を除外すれば、課税上の不公平はまぬかれない。課税上は耐用財の概念よりも資産の概念の方が適切である。すなわち、上記方式における(4)と(6)とはたんに耐用財ではなく廣く資産と解釋しなければならない。

(c) 個人の資本的支出と耐用財（住宅を含む）購入とは必ずしも一致しない。住宅への支出のみを資本的支出として、耐用財購入をただちに消費とするのは、前述のように正確でない。クズネッツが消費者耐用財を消費とすべきか否かについて當惑し、ついに消費とみなした過程には、なお反省を要することがある。この方式によれば、耐用財への支出はその一部のみが當期支出とみなされ、減價償却を差引く點において明確である。すなわち消費とは經常勘定の收支の差額と耐用財購入の一部（しかも減價償却を考慮してある）であり、貯蓄とは耐用財

の消費されぬ（すなわち繰延べられた）購入額に、株式その他の資産純増分を加えたものである。

(d) 企業の場合には資産を償却資産（建設、設備）と棚卸資産（在庫）に區別し、前者は直接に販賣によって収益をあげることを目的としない使用財であり、後者すなわち在庫は販賣財である点において概念的には區別ができる。しかし、個人にとってこの區別は必ずしも明確でない。というのは、個人が企業とことなるのは、その資産のすべてが使用財である点ならば明らかだが、そうすると個人にとって資本的支出とは何かという間に再び出会う。すなわち、個人にも企業的な——収益を目的とする資本支出を認めるとしても、資本的と非資本的との境界線は企業の場合ほど明確でないから、減價償却について不公平がおこる可能性がある。課税の措置は便宜によるから、その決め方によっては不公平をまぬかれないのである。

(e) 貯蓄に課税するのは二重課税だという議論は、ジョン・ステュアート・ミルが主張して以来、フィッシャーが力説したところだが、従來の貯蓄の定義が明確でないので多くの議論は説得力を欠いている。もし、貸借関係を考慮にいれなければ、一方に負債が増加し、それによって貯蓄が増加する場合などをも貯蓄増加と見なすおそれがある。貸借関係を考慮に入れる点において前述の支出税の様式は正しいし、従來の貯蓄概念の不明確な点を是正できる。しかし、これを實際の課税上の措置として用いるとき、はたして個人の貸借関係の申告がどれだけ信頼できるかが問題となる。カルドアの支出税の提案のうち、もっとも缺點というべきはこの貸借関係の申告の信頼性にある。一時点の預金残高の証明は入手しうる。資産の購入販賣の証明もできる。しかし、個人間の貸借関係を明らかにする手掛りは殆んどないといっているからである。

(f) 支出税にせよ、貯蓄について特別の措置をする所得税にせよ、結果としては貯蓄を擁護することになる。カルドアは公平の見地から、資本利得に課税されぬ財産所得の方が有利なのは正しくないというが、支出税において比例説とすればかえって逆進的になるおそれがある。カルドアの主張は公平の見地よりもむしろ經濟發展に移動しているようである。「課税と經濟進歩」を論ずる章で、その企圖は明らかであって、いかなる經濟進歩も投資の源泉としての貯蓄の上昇の他にはない。インドのマハラノービスの後進國の資本蓄積論を援用しているのもこの企圖のあらわれである。

(g) この個人に對する課税について、課税と危險負擔、課税と勤勞意欲の問題は、従來取扱われる仕方がたんに

厚生の見地からのみで經濟發展に連關して論ぜられることが少ないが、この點もカルドアの思想は經濟進歩の視野から見なおし、それゆえに支出税を強調するのであって興味深い。

(h) 個人に對する課税に比して、企業に對する課税の効果はどうか。企業利潤に對する課税のうち轉嫁できぬものは、それだけ企業の蓄積意欲を措害し、資本蓄積にとって悪影響があるかのごとき議論は日本の特別措置にもあらわれているが、カルドアの統計による解明の結論をいえば、イギリスでは企業に對する課税は企業の固定設備の縮少をもたらしことなく、Redfernの推計では税の増大にもかかわらず、企業設備は増大している。これは配當の低下によって償われたのであって、企業税の直接効果は企業の蓄積に對してではなく、株主の配當減少という影響によって個人貯蓄に對して好ましくないだけである。この點は國によって異なり、株主の勢力によって左右される。個人税と企業税との間の公平の問題は、個人所得と企業所得を兩一のダイメンションで考える従來の考えに反省をうながす。

もちろん、カルドアは支出税が所得税に代るものとするのではない。むしろ、併用による補充を考えているだけである。この書の含蓄はたんなる租税論ではなく、所得、支出、消費、貯蓄、資本形成について従來の概念を改めて反省する上に甚だ有益であると思われる。

（高橋長太郎）

マクシミリアン・リュベール

『カール・マルクス書誌、附フリードリッヒ・エンゲルス著作目録』

Maximilien Rubel: *Bibliographie des oeuvres de Karl Marx avec en appendice un répertoire des oeuvres de Friedrich Engels*, Paris, 1956, Marcel Rivière, 272 p.

I

カール・マルクスの数多い著述を網羅した著作目録がいままで印刷に附されなかったというのは、まことに奇異なことである。いままで『マルクス書誌』として編集されたものには、社會主義書誌學者として有名であったドイツ社會民主黨文庫の司書ドラーンが前大戰後に作成したものがあるにすぎない¹⁾。ドラーンの手記は當時短

1) Ernst Drahn: *Marx Bibliographie. Ein Le-*